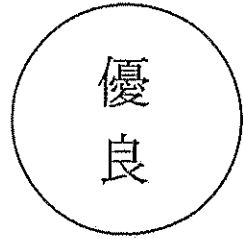


川崎市指令環廃 第37号

許可番号 第05720004313号

## 産業廃棄物処分業許可証

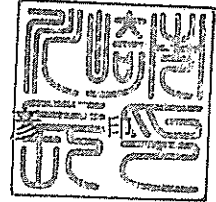
住 所 横浜市鶴見区弁天町3番地1  
氏 名 J&T環境 株式会社  
代表取締役 長谷場 洋之 様



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

令和6年5月15日

川崎市長 福田 紀



許可の年月日 令和4年11月1日

許可の有効期限 令和11年10月31日

### 1 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

中間処理（破碎、焼却、脱水、破碎・圧縮固化、脱水・焼却、圧縮固化、破碎・焼却、破碎分離、破碎分離・焼却）

#### (2) 産業廃棄物の種類

##### ア 破碎に係るもの

（ア） 廃プラスチック類、（イ） 金属くず  
以上2種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

##### イ 焼却に係るもの

（ア） 汚泥、（イ） 廃油、（ウ） 廃酸、（エ） 廃アルカリ、  
（オ） 廃プラスチック類、（カ） 紙くず、（キ） 木くず、（ク） 繊維くず、  
（ケ） 動植物性残渣、（コ） ゴムくず、（サ） 金属くず、  
（シ） ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
以上12種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

##### ウ 脱水に係るもの

（ア） 汚泥、（イ） 廃油 以上2種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

##### エ 破碎・圧縮固化に係るもの

（ア） 廃プラスチック類、（イ） 紙くず、（ウ） 木くず、（エ） 繊維くず、  
（オ） ゴムくず、（カ） 金属くず、（キ） ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、  
（ク） がれき類 以上8種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

##### オ 脱水・焼却に係るもの

（ア） 汚泥、（イ） 廃油 以上2種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

##### カ 圧縮固化に係るもの

（ア） 廃プラスチック類、（イ） 金属くず  
以上2種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

##### キ 破碎・焼却に係るもの

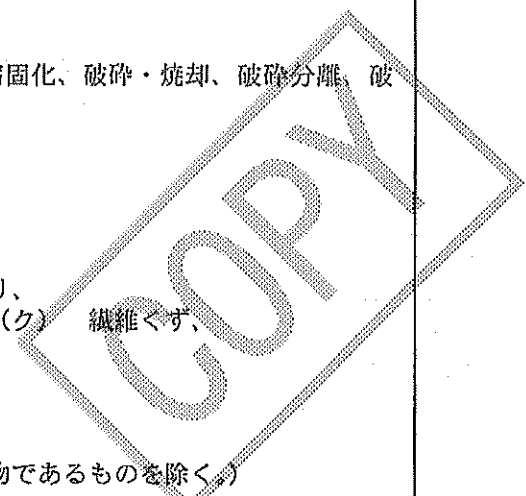
（ア） 汚泥、（イ） 廃プラスチック類、（ウ） 紙くず、（エ） 木くず、  
（オ） 繊維くず、（カ） ゴムくず、（キ） 金属くず、  
（ク） ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
以上8種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

##### ク 破碎分離に係るもの

（ア） 廃プラスチック類、（イ） 金属くず  
以上2種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

##### ケ 破碎分離・焼却に係るもの

（ア） 汚泥、（イ） 廃油、（ウ） 廃プラスチック類、（エ） 金属くず  
以上4種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）



(3) 制限

- ア 破碎に係る産業廃棄物は、破碎施設No.2、No.3で処理するものに限る。
- イ 破碎施設No.2、No.3に係る金属くずは、廃プラスチック類に付着したのものに限る。
- ウ 脱水に係る廃油は、泥状のものに限る。
- エ 破碎・圧縮固化に係るゴムくず、がれき類、木くず、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、シュレッダーダストに限る。
- オ 脱水・焼却に係る廃油は、泥状のものに限る。
- カ 破碎・焼却に係る産業廃棄物のうち、破碎施設No.4で処理するものは、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずに限る。  
ただし、汚泥は容器の内容物であるものに限る。
- キ 破碎分離に係る金属くず、廃プラスチック類は、スプレー缶に限る。
- ク 破碎分離・焼却に係る汚泥、廃油、金属くず、廃プラスチック類は、スプレー缶に限る。
- ケ 圧縮固化に係る金属くずは、40mm以下のもの、かつ廃プラスチック類と圧縮固化処理を行うものに限る。

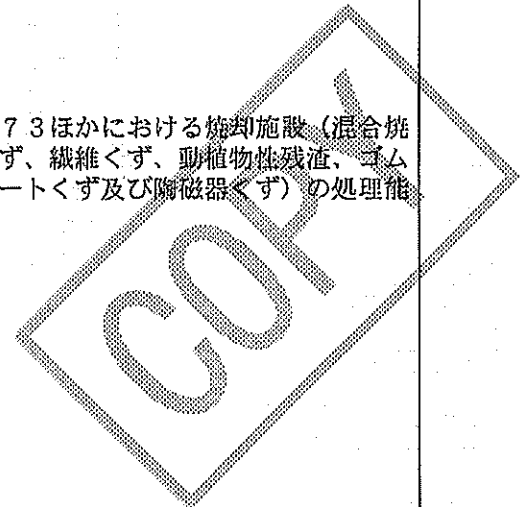
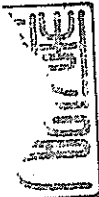
2 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記入すること。）  
別記1のとおり

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- 令和 4 年 11 月 1 日 更新許可
- 令和 4 年 11 月 1 日 優良認定
- 令和 6 年 4 月 12 日 代表者変更
- 令和 6 年 4 月 17 日 事業計画書変更（川崎市川崎区扇町5番73ほかにおける焼却施設（混合焼却及び廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）の処理能力変更）

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無



別記1

(1) 事業の用に供する施設

施設の種別及び設置年月日	処理能力	所在地
ア 破碎施設 (破碎施設 No. 2) (設置年月日 平成22年5月1日) (許可年月日 平成22年3月31日) (許可番号 第1198号)	42t/日 (廃プラスチック類、金属くず) 73.2t/日 (廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず)	川崎市川崎区扇島10番 (5669 m <sup>2</sup> )
イ 圧縮固化施設 (圧縮固化施設 No. 1) (設置年月日 平成12年4月1日)	72t/日 (廃プラスチック類、金属くず) 61.55t/日 (廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず)	
ウ 圧縮固化施設 (圧縮固化施設 No. 2) (設置年月日 平成14年10月1日)	72t/日 (廃プラスチック類、金属くず) 61.55t/日 (廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず)	
エ 破碎施設 (破碎施設 No. 3) (設置年月日 平成15年10月28日) (許可年月日 平成15年10月1日) (許可番号 第1133号)	48t/日 (廃プラスチック類、金属くず)	川崎市川崎区水江町699番地38ほか (14312 m <sup>2</sup> )
オ 破碎施設 (破碎施設 No. 4) (設置年月日 平成17年12月28日) (許可年月日 平成23年1月1日) (許可番号 第1199号)	100.8t/日 (ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず) 40.8t/日 (廃プラスチック類) 79.2t/日 (木くず)	川崎市川崎区扇島5番3ほか (7981.7 m <sup>2</sup> )
カ 破碎施設 (破碎施設 No. 7) (設置年月日 平成27年10月1日)	6.5t/日 (汚泥、廃油、廃プラスチック類、金属くず)	
キ 焼却施設 (焼却施設) (設置年月日 平成17年12月28日) (許可年月日 平成16年12月9日) (許可番号 第1140号)	241.7t/日 (混合焼却) 196.5t/日 (汚泥) 25m <sup>3</sup> /日 (廃油) 54.2t/日 (廃プラスチック類) 209.0t/日 (廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)	
ク 脱水施設 (脱水施設) (設置年月日 平成31年2月15日) (許可年月日 平成31年1月28日) (許可番号 第1237号)	23.3m <sup>3</sup> /日 (汚泥、廃油)	

## (2) 施設の種類及び能力

施設の種類	処理能力	備考
破碎施設一式	42 t / 日	破碎施設 No. 2
破碎施設一式	48 t / 日	破碎施設 No. 3
焼却施設一式	241.7 t / 日	焼却施設
脱水施設一式	23.3 m <sup>3</sup> / 日	脱水施設
破碎・圧縮固化施設一式	73.2 t / 日	破碎施設 No. 2、圧縮固化施設 No. 1、No. 2
脱水・焼却施設一式	23.3 m <sup>3</sup> / 日	脱水施設、焼却施設
破碎・焼却施設一式	42 t / 日	破碎施設 No. 2、焼却施設
破碎・焼却施設一式	100.8 t / 日	破碎施設 No. 4、焼却施設
破碎分離施設一式	6.5 t / 日	破碎施設 No. 7
破碎分離・焼却施設一式	6.5 t / 日	破碎施設 No. 7、焼却施設
圧縮固化施設一式	144 t / 日	圧縮固化施設 No. 1、No. 2

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47  
48  
49  
50  
51  
52  
53  
54  
55  
56  
57  
58  
59  
60  
61  
62  
63  
64  
65  
66  
67  
68  
69  
70  
71  
72  
73  
74  
75  
76  
77  
78  
79  
80  
81  
82  
83  
84  
85  
86  
87  
88  
89  
90  
91  
92  
93  
94  
95  
96  
97  
98  
99  
100

COPY